

開成町監査委員告示第 10 号

令和 4 年 6 月 29 日から令和 4 年 8 月 4 日までの間に実施した定期監査の報告に対し、  
開成町長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）  
第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 10 月 28 日

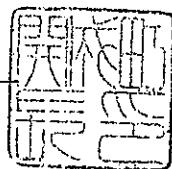
開成町監査委員 田中 章  
同 下山 千津子

写

令和4年10月24日

開成町代表監査委員様

開成町長 府川 裕一



### 定期監査における指摘事項について（報告）

令和4年6月29日から令和4年8月4日までの間に実施された定期監査の指摘事項について、次のとおり報告します。

#### 1 定期監査実施日

令和4年6月29日から令和4年8月4日まで（8日間）

#### 2 指摘事項

事務分掌に関すること

開成町消費者の会への補助金の支出は、「開成町事務分掌等に関する規則」に定める消費者保護を事務分掌としている防災安全課が所管している。しかしながら、当該団体の設立目的は、「消費生活に関する必要な知識の修得および調査研究等により、自主的且つ合理的な消費生活の実現を図ること」としており、その活動内容は消費生活の環境配慮への理解促進や町の様々なイベントの協力・連携など、町民に公益的な活動をしている団体である。

また、足柄上地区消費生活相談負担金の支出についても、防災安全課が所管している。これらの所管を令和2年度より産業振興課から防災安全課に移管した経緯があるが、町としての消費生活行政をどこで所管することが適切かどうか検討されたい。

#### 3 指摘事項に対する見解、是正・改善等の内容

財政援助団体の所管課については、補助金交付事務の所管課とすることを基本としています。

一方で、町民公益活動団体の活動内容の多様化や変容などによって、必ずしもその活動内容が補助金の交付対象事業に限定されない事例も生じています。

総合計画の着実な推進及び効率的で簡素な事務執行体制の確立の観点に加え、多様な担い手との協働のまちづくりをより一層推進する観点も考慮し、町民公益活動団体の活動実態も踏まえながら、町の事務執行体制（各課の事務分掌）について、適宜、見直しを行うこととします。